

清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会傍聴規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要領第7条の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、委員会会場の一部に設ける。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 報道関係者は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （5）前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- （1）委員会における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （3）はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- （4）帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話類は、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて、委員会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年〇月〇日から施行する。